

右抗告人は、神戸地方裁判所姫路支部昭和二七年（ワ）第一二二号損害賠償請求事件につき、同裁判所が昭和二八年二月一三日なした訴状却下命令に對し、当裁判所に對し抗告の申立をしたが、裁判所法第一六条二号、民訴法第二二八条第三項によれば、本件抗告は当裁判所の管轄には屬せず、大阪高等裁判所の管轄に屬するものと認められるから、民訴法三〇条によつて同裁判所に移送するを相当と認め、裁判官全員の一致で次のとおり決定する。

主 文

本件を大阪高等裁判所に移送する。

昭和二九年三月五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	山	茂
裁判官	小	谷	勝
裁判官	藤	田	八郎
裁判官	谷	村	唯一郎